

フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター 2025 年度資格認定審査要項

フェミニストカウンセリング・アドヴォケイターとは、フェミニズムあるいはジェンダーの視点に立って、DVや性暴力・虐待被害当事者などを支援、権利擁護する活動を担っている人たちのための資格です。

被害当事者支援活動は多岐にわたりますが、たとえば民間シェルター・配偶者暴力相談支援センター・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター・男女共同参画センター・福祉事務所・大学相談室・労働組合などでの相談や社会資源などの情報提供、裁判支援や同行支援などの活動を行なっている人、あるいは女性のためのグループ活動（自助やCRグループのファシリテーター、各種グループトレーニングなど）を行っている人を対象としています。

1、申請要件

フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター資格申請書（別紙）にある

- A フェミニストカウンセリング研修歴
- B 経験時間または活動歴、
- C レポート

を全て満たした者が認定を受けることができます。

2、申請手続き

(1)書類(①～③)の郵送

- ① 申請者プロフィール（提出書類Ⅰ）
- ② フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター資格認定申請書
 - ・フェミニストカウンセリング研修歴(提出書類Ⅱ)
 - ・経験時間に関する書類（提出書類Ⅲ）または活動歴に関する書類（提出書類Ⅳ）
- ③ レポート（提出書類Ⅴ）

応募の動機、資格の活用の仕方など3000字以内にまとめる。

(2)郵送先

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 3-2-2-102

特定非営利活動法人日本フェミニストカウンセリング学会事務局

(3)受付期間

2026年3月2日（月）～3月27日（金）（必着）

(4)書類審査料の振込

- ①書類審査料：10,000円
- ②締切：2026年3月27日（金）までに
- ③振込先：口座番号：00150-3-120145
口座名称：FC学会事業企画

3、フェミニストカウンセリング・アドヴォケイターの認定・登録

- ・書類審査終了後、登録料の振り込みについて振込先・締め切りなどを連絡します。
- ・振込が確認されてのちに認定・登録となり、認定証が発行されます。
- ・登録料は 20,000 円です。
- ・なお、認定・登録された方はフェミニストカウンセリング・アドヴォケイター協会に入会となります。認定・登録後、協会理事と面談します。協会年会費は 3,000 円です。

4、特別措置で資格申請をされる方は、

- A フェミニストカウンセリング研修歴のうち「上級研修」のみでも可
- B 経験時間または活動歴、
- C レポート

を全て満たした方が書類審査を受けることができます。

「フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター資格申請書」の A のグレーの欄をご記入のうえ、B、C とともにご提出ください。なお、上級研修以外の教育訓練受講歴がある方は、受講された講座の欄もご記入ください。(特別措置は 2025 年度で終了となります)

5、問い合わせについて

上記事項に関する問い合わせについては、特定非営利活動法人日本フェミニストカウンセリング学会事務局まで、**FAX**または**mail**でお問い合わせください。

学会事務局 **FAX : 03-5244-5212**

mail : nfc@nfc505.com

特定非営利活動法人

日本フェミニストカウンセリング学会

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町 3-2-2-102

TEL/FAX 03-5244-5212